

お知らせ

下北地域県民局県税部
からのお知らせ

自動車税種別割の住所変更について

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税種別割の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。

自動車をお持ちの方は、引越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税種別割の納税通知書も変更後の住所に送られることとなります。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税種別割の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/027_jidousha_jushohenkou.html

◆問合せ先

下北地域県民局県税部
納税管理課

☎22-8581

内線210、211

司法書士による高齢者
よろず電話相談会

超高齢化社会の到来により、高齢者にかかわる社会問題は増加の一途を辿っています。そこで当会では、高齢者の権利擁護を目的とした電話相談会を左記のとおり開催いたします。

◆相談内容

高齢者に関する貧困問題、財産管理、空き家問題、消費者被害、相続や遺言、成年後見など

◆日時 2020年3月14日(土)

午前10時～午後4時まで

◆電話番号

017-752-0400

※なお、相談は無料ですが具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかりますので、相談員にご確認下さい。

また、右記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター(☎0120-940-230)へご連絡いただくと、無料相談の予約を承っております。

◆問合せ先

青森県司法書士会
青森市長島3-5-16

☎017-776-8398

Fax 017-774-7156

無事故・無違反の優良
運転者を表彰します

むつ地区交通安全協会では、無事故・無違反の優良運転者を表彰致します。希望する方は、次により上申(自己申請)してください。

表彰の種類は、無事故・無違反の期間により10年から5年刻みで5年以上の表彰まであります。

※期間の判断基準→自動車安全運転センター発行の『無事故・無違反証明書』に基づく。

◆表彰の条件

①申請時において当協会の会員であること(次の免許更新期間までの協会費が納入済みであること)

②無事故・無違反であること

◆自己申請の期間

令和2年4月1日～4月30日(平日のみ)

◆申請場所

むつ地区交通安全協会窓口(むつ警察署内)

◆必要なもの(申請時)

- ①運転免許証
- ②はんこ(認印など)
- ③無事故・無違反証明書他申請手数料(850円)

◆表彰の時期

令和2年5月下旬(当協会の総会の開催日を予定)

◆問合せ先

一般財団法人 青森県交通安全協会 むつ地区交通安全協会 事務局

☎23-6742

むつ地区交通安全協会
を支援ください

むつ地区交通安全協会むつ支部は、地域から悲惨な事故をなくし、安全で住み良い街づくりのために様々な活動を行っている社会奉仕団体です。この活動を支えているのは皆様からの会費と協賛金です。ご支援とご協力をお願いします。

◆会費 年間600円

※協賛金一口5,000円から 免許更新時及び平日に受付しております。(8時30分～17時)

◆問合せ先

むつ地区交通安全協会(むつ警察署内)

☎23-6742

募 集

JICA海外協力隊
2020年度春募集

独立行政法人国際協力機構(JICA)では、JICA海外協力隊(青年海外協力隊・海外協力隊・シニア海外協力隊)を募集します。

◆募集期間 2月20日(木)～3月30日(月)

◆応募資格

日本国籍を持つ、1950年4月1日から2000年9月2日生まれの方

◆募集分野 9分野、約120職種

◆派遣国 約70ヶ国

◆派遣期間 原則2年間

◆応募方法 ウェブ応募

◆問合せ先

JICA東北(直) ☎022-223-4772

※詳しくはJICA東北HP又はお電話でお問い合わせ下さい。
https://www.jica.go.jp/tohoku